

第8期 決算公告

平成21年6月29日

東京都港区赤坂一丁目6番16号

株式会社東京スター銀行

代表執行役頭取 ロバート・エム・ベラーディ

貸借対照表（平成21年3月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	69,674	預金	1,570,181
現金	49,413	当座預金	4,003
預け金	20,260	普通預金	559,848
コールローン	66,147	貯蓄預金	738
買入金銭債権	33,044	通知預金	3,975
金銭の信託	1	定期預金	918,459
有価証券	328,529	定期積金	49
国債	160,766	その他の預金	83,106
地方債	606	外国為替	1
社債	96,457	未払外国為替	1
株式	5,529	社債	52,500
その他の証券	65,170	その他負債	30,488
貸出金	1,232,431	未決済為替借	868
割引手形	860	未払法人税等	49
手形貸付	12,546	未払費用	20,534
証書貸付	1,185,361	前受収益	909
当座貸越	33,663	給付補てん備金	0
外国為替	372	金融派生商品	4,875
外国他店預け	372	その他の負債	3,250
その他資産	24,563	賞与引当金	1,100
未決済為替貸	3,965	役員賞与引当金	396
前払費用	123	役員退職慰労引当金	25
未収収益	4,365	睡眠預金払戻損失引当金	526
金融派生商品	7,139	支払承諾	1,713
その他の資産	8,970	負債の部合計	1,656,933
有形固定資産	5,454	(純資産の部)	
建物	2,381	資本金	21,000
土地	1,528	資本剰余金	19,000
建設仮勘定	48	資本準備金	19,000
その他の有形固定資産	1,495	利益剰余金	61,039
無形固定資産	3,546	利益準備金	2,000
ソフトウェア	2,367	その他利益剰余金	59,039
その他の無形固定資産	1,179	繰越利益剰余金	59,039
繰延税金資産	13,276	株主資本合計	101,039
支払承諾見返	1,713	その他有価証券評価差額金	△3,583
貸倒引当金	△23,148	繰延ヘッジ損益	1,218
		評価・換算差額等合計	△2,365
資産の部合計	1,755,607	純資産の部合計	98,674
		負債及び純資産の部合計	1,755,607

損益計算書（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		73,734
資金運用収益	50,736	
貸出金利息	40,515	
有価証券利息配当金	7,686	
コールローン利息	1,051	
預け金利息	9	
金利スワップ受入利息	293	
その他の受入利息	1,180	
役務取引等収益	13,142	
受入為替手数料	4,212	
その他の役務収益	8,930	
その他業務収益	4,450	
外国為替売買益	198	
国債等債券売却益	921	
金融派生商品収益	789	
その他の業務収益	2,540	
その他経常収益	5,404	
金銭の信託運用益	614	
買取債権回収益	1,813	
その他の経常収益	2,976	
経常費用		65,899
資金調達費用	13,006	
預金利息	12,036	
譲渡性預金利息	4	
コールマネー利息	0	
社債利息	963	
その他の支払利息	0	
役務取引等費用	12,471	
支払為替手数料	219	
その他の役務費用	12,251	
その他業務費用	57	
商品有価証券売買損	0	
国債等債券売却損	57	
営業経費	30,050	
その他経常費用	10,314	
貸倒引当金繰入額	8,937	
貸出金償却	336	
株式等償却	203	
金銭の信託運用損	0	
その他の経常費用	837	
経常利益		7,834

(単位：百万円)

科目	金額
特別利益	132
償却債権取立益	132
特別損失	9,838
固定資産処分損	42
その他の特別損失	9,796
税引前当期純損失	1,872
法人税、住民税及び事業税	41
過年度法人税等戻入額	62
法人税等調整額	△739
法人税等合計	△761
当期純損失	1,110

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

- 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
- 有価証券の評価基準及び評価方法
有価証券の評価は、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法（定額法）により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 金銭の信託の評価基準及び評価方法
金銭の信託において信託財産を構成している信託財産の評価は、当行が当該信託財産を保有する場合と同じ方法により行っております。
- デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 固定資産の減価償却の方法
 - 有形固定資産
有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8年～50年
その他	2年～20年
 - 無形固定資産
無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建資産及び負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 他の金融機関より取得した貸出金の会計処理
他の金融機関より取得した貸出金に係る会計処理については、証書貸付及び割引手形等は、取得価額で貸借対照表に計上し、取得価額と債権金額の差額である取得差額は、実質的な回収期間にわたり債権金額に比例して償却しております。当座貸越及び手形貸付等は債権金額で計上し、取得差額については負債に計上し、総額で実質的な回収期間にわたり定額償却しております。
なお、破綻懸念先債権及び実質破綻・破綻先債権については取得価額で計上し、取得差額の償却

を実施しておりません。

8. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を引当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てております。

また、破綻懸念先債権及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率等で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

また、当期の貸倒引当金繰入額は、償却原価法の適用により每期収益に計上される取得差額に含まれていた信用リスク相当額として、損益計算書上、対応する収益勘定と直接相殺して表示しております。

なお、第6期（平成18年度）まで、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しておりましたが、前事業年度より、担保及び保証からの回収が実質的に終了するまで直接減額を行わない方法に変更しております。第6期末において直接減額していた債権のうち、当事業年度末において債権額から直接減額した金額は295百万円であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末における要支給見込額を計上しております。

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てております。

9. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

10. ヘッジ会計の方法

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し

評価しております。

また、一部の貸出金について、ヘッジ対象となる取引を個別に指定した繰延ヘッジを行っております。

11. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

会計方針の変更

（リース取引に関する会計基準）

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号平成19年3月30日）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号同前）が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。

なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。

また、これによる財務諸表への影響はありません。

追加情報

（その他有価証券に係る時価の算定方法の一部変更）

従来、「有価証券」に含まれる変動利付国債は市場価格に基づく価額により評価を行っておりましたが、実務対応報告第25号「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」（平成20年10月28日 企業会計基準委員会）の公表を受けて、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、市場価格を時価とみなせない状況にあると考えられるため、当事業年度末においては、合理的に算定された価額をもって貸借対照表価額としております。この結果、市場価格に基づく価額による評価と比較して、「有価証券」が461百万円増加、「繰延税金資産」が187百万円減少、「その他有価証券評価差額金」が273百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、複数の証券会社から入手した理論価格を比較検討し、理論価格から流動性リスク相当額を減じることにより算定しております。

第三者による理論価格は、国債のフォワードカーブに基づいて算出した将来の各利払いおよび償還時のキャッシュフローの現在価値（コンベクシティ調整後）と変動利付国債に係るゼロフロア・オプション価値の合計値であり、国債の利回りおよび同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

資産担保証券については、従来、ブローカーまたは情報ベンダーから入手する評価額をもって貸借対照表価額としておりましたが、一部の銘柄について、売り手と買い手の希望する価格差が著しく大きく、また実際の売買事例を確認できないため、ブローカーから入手する評価等が時価とみなせない状況であると判断し、経営陣の合理的な見積もりによる合理的に算定された価額をもって時価としております。この結果、ブローカーから入手する価額による評価と比較して、「有価証券」が1,243百万円増加し、「その他有価証券評価差額金」が132百万円減少するとともに、「その他の特別損失」が1,466百万円減少し、税引前当期純損失が同額減少しております。

対象となる、一部の資産担保証券の合理的に算定された価額は、当行における合理的な見積もりが困難なため、当行から独立した第三者より入手した理論価格を使用し、そのモデル・価格決定変数を当行にて検証した上で時価としております。第三者による理論価格は、ディスカウント・キャッシュフロー法に基づくツリーモデルを利用しており、デフォルト率・回収率・相関係数・割引率等が主な価格決定変数であります。

注記事項

（貸借対照表関係）

1. 関係会社の株式総額 4,993 百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 21,299 百万円、延滞債権額は 31,813 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は6,689百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,090百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は61,894百万円であります。

なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、860百万円であります。

7. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出金の元本の期末残高の総額は、51百万円であります。

また、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は、1,071百万円であります。

8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 24,209 百万円

担保資産に対応する債務

預金 6,096 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として有価証券等49,975百万円を差入れております。

また、その他の資産のうち保証金は2,558百万円あります。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、125,028百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取り消し可能なもの）が56,585百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。

また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 有形固定資産の減価償却累計額 4,650 百万円

11. 社債には、劣後特約付社債12,500百万円が含まれております。

12. 1株当たりの純資産額 140,963円20銭

13. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、備品、車輛及び事務機器の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース

取引

(1) 当事業年度の末日における取得価額相当額	42 百万円
(2) 当事業年度の末日における減価償却累計額相当額	33 百万円
(3) 当事業年度の末日における未経過リース料相当額	8 百万円

なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。

14. 関係会社に対する金銭債権総額	197 百万円
15. 関係会社に対する金銭債務総額	6,700 百万円
16. 単体自己資本比率（国内基準）	8.91%

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益

役務取引等に係る収益総額	4 百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	22 百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	1 百万円
役務取引等に係る費用総額	7,016 百万円
その他の取引に係る費用総額	545 百万円

- 「その他の業務収益」には、貸付債権売却益 2,256 百万円を含んでおります。
- 「その他の経常収益」には、還付加算金等 1,862 百万円を含んでおります。
- 「その他の特別損失」には、有価証券評価損 9,793 百万円を含んでおります。
- 1株当たり当期純損失金額 1,586 円 72 銭
- 関連当事者との取引

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第 11 号 平成 18 年 10 月 17 日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 13 号 平成 18 年 10 月 17 日）を適用しております。なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

- (1) 親会社及び法人主要株主等
 該当ありません。

- (2) 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注 4）	科目	期末残高
子会社	株式会社 TSB キャピタル	所有直接 100%	役員 の 兼任	業務委託（注 1）	5	役務取引等費用	
				貸付金に対する被保証（注 2）	7,011	役務取引等費用	
						その他負債	582
子会社	TSB 債権管理回収株式会社	所有直接 100%	役員 の 兼任	業務委託（注 3）	545	営業経費	
						その他負債	34

(注) 1 当行の融資業務に係る業務の一部を委託しております。取引条件は、かかる委託業務に要する費用等を勘案し、かつ第三者との取引においても合理的と考えられる水準で決定しております。

- 2 当行の消費者向け融資に対して、株式会社 TSB キャピタルが債務保証を行っております。保証料率は、保証対象である融資の信用状況等を勘案し、かつ第三者との取引においても合理的と考えられる水準で決定しております。なお、当期末における被保証債権の残高は 86,172 百万円であります。

- 3 当行の融資業務に係る業務の一部を委託しております。取引条件は、かかる委託業務に要する費用等を勘案し、かつ第三者との取引においても合理的と考えられる水準で決定しております。
- 4 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(3) 兄弟会社等

該当ありません。

(4) 役員及び個人主要株主等

該当ありません。

7. 親会社に関する情報

ケイマン・ストラテジック・パートナーズ・エルピー（非上場）

ジャパン・アイルランド・キャピタル・パートナーズ・リミテッド（非上場）

なお、ジャパン・アイルランド・キャピタル・パートナーズ・リミテッドは、ケイマン・ストラテジック・パートナーズ・エルピーの業務執行を決定する権限を有するジェネラル・パートナーであります。

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前事業年度 末株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年 度末株式 数	摘 要
自己株式					
普通株式	—	—	—	—	(注) 1
(全部取得条項付株 式)	(一)	(700)	(700)	(一)	(注) 1、2、 3、4
合 計	—	(700)	(700)	—	

- (注) 1. 平成20年8月1日付定款変更により、従来の普通株式を全部取得条項付株式に変更するとともに(表中の「全部取得条項付株式」)、新たな普通株式を設けました(表中の「普通株式」)。
2. 平成20年6月26日付定時株主総会の決議により、平成20年8月1日全部取得条項付株式をすべて取得しております。
3. 平成20年7月25日付代表執行役頭取決定により、平成20年8月1日全部取得条項付株式をすべて消却しております。
4. 平成21年3月31日付定款変更により、当行は種類株式発行会社ではなくなり、発行可能株式は普通株式のみとなっていることから、全部取得条項付株式についての数字は括弧を付しております。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」並びに「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。

1. その他有価証券で時価のあるもの (平成21年3月31日現在)

	取得原価 (百万円)	貸借対照表 計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	23	23	—	—	—
債券	175,485	174,333	△1,151	31	1,182
国債	160,762	160,766	3	8	5
地方債	602	606	4	4	—
社債	14,119	12,961	△1,158	18	1,177
その他	69,641	64,750	△4,890	280	5,170
合計	245,149	239,107	△6,042	311	6,353

(注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は、5,329百万円（うち、株式203百万円、その他5,126百万円）であります。また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、原則として以下のとおりです。

時価が取得原価から50%以上下落している銘柄

時価が30%以上50%未満下落しており、発行会社の信用状態を考慮の上、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められない銘柄

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	68,786	921	57

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び貸借対照表計上額 (平成21年3月31日現在)

	金額 (百万円)
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式	4,993
子会社・子法人等株式	4,993
その他有価証券	96,404
非上場株式	512
社債 (事業債)	83,496
その他の証券	419
買入金銭債権中の信託受益権	11,975

4. その他有価証券のうち満期があるものの償還予定額（平成21年3月31日現在）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券	134,375	84,009	34,555	4,889
国債	100,601	30,585	24,689	4,889
地方債	—	606	—	—
社債	33,773	52,818	9,865	—
その他	9,907	17,683	14,267	3,171
合計	144,282	101,692	48,822	8,060

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産		
貸倒引当金	7,223	百万円
繰越欠損金	3,317	
その他有価証券評価差額	2,458	
賞与引当金	447	
その他	769	
繰延税金資産小計	14,217	
評価性引当額	△104	
繰延税金資産合計	14,112	
繰延税金負債		
繰延ヘッジ損益	△835	
繰延税金負債合計	△835	
繰延税金資産の純額	13,276	百万円

(重要な後発事象)

1. 社債の発行

当行は平成21年5月28日付代表執行役頭取決定により、平成21年6月5日から平成21年9月30日までを発行時期とする、劣後特約付無担保社債の発行を決定いたしました。その概要は次のとおりであります。

- (1) 発行形式 有価証券届出書を使用した国内公募社債
- (2) 発行総額 100億円以内
- (3) 発行価額 社債額面金額の100% (社債額面金額1億円)
- (4) 発行価格 社債額面金額の100%
- (5) 償還期限 5年超8年以内
- (6) 利率 金利スワップにより換算した金利が、円LIBOR+5.0%以下となる固定金利とする。
- (7) 資金用途 一般運転資金

2. 債権の取立不能または取立遅延のおそれの発生

当行の取引先である KURA SHIPPING LTD. 他2社 (以下、KURA SHIPPING 等) の親会社である EASTWIND MARITIME Inc. が、平成21年6月24日 (現地時間) に、米国連邦破産法第7章の適用申請を行ったことに伴い、KURA SHIPPING 等向けの債権について取立不能又は取立遅延のおそれが生じました。

(1) 当該取引先の概要

① 名称	KURA SHIPPING LTD.	EWB LTD.	YAMASKA LLC.
② 所在地	Trust Company Complex Ajeltake Road Ajeltake Island 96960 Majuro Marshall Island	80 Broad Street Monrovia Liberia	Trust Company Complex Ajeltake Road Ajeltake Island 96960 Majuro Marshall Island
③ 代表者の氏名	John D. Kousi	同左	同左
④ 出資等の額	US\$500	なし	なし
⑤ 事業の内容	EASTWIND MARITIME Inc. の船舶保有子会社	同左	同左

(2) 当該取引先に対する債権の種類及び金額

取引先名	KURA SHIPPING LTD.	EWB LTD.	YAMASKA LLC.
貸出金等	US\$23,149,556 (円換算額 2,226百万円)	US\$26,158,848 (円換算額 2,516百万円)	US\$5,530,994 (円換算額 532百万円)

※換算レート 6月25日現在 96.20円/US\$

なお、EASTWIND MARITIME Inc. は、KURA SHIPPING 等の全てに対する当行の貸出金に対して、債務保証を行っております。

(3) 当該事実が当行の事業に及ぼす影響

上記債権のうち、担保等により保全されていない部分につきましては、翌事業年度において必要な貸倒引当金を計上する予定であります。

連結貸借対照表（平成 21 年 3 月 31 日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	69,750	預金	1,564,294
コールローン	66,147	外国為替	1
買入金銭債権	33,044	社債	52,500
金銭の信託	1	その他負債	30,779
有価証券	323,879	賞与引当金	1,119
貸出金	1,244,449	役員賞与引当金	396
外国為替	372	役員退職慰労引当金	25
その他資産	24,865	睡眠預金払戻損失引当金	526
有形固定資産	5,498	利息返還損失引当金	22
建物	2,400	支払承諾	30,195
土地	1,528	負債の部合計	1,679,859
建設仮勘定	48	(純資産の部)	
その他の有形固定資産	1,520	資本金	21,000
無形固定資産	3,650	資本剰余金	19,000
ソフトウェア	2,453	利益剰余金	64,444
のれん	10	株主資本合計	104,444
その他の無形固定資産	1,186	その他有価証券評価差額金	△3,583
繰延税金資産	15,566	繰延ヘッジ損益	1,218
支払承諾見返	30,195	評価・換算差額等合計	△2,365
貸倒引当金	△35,482	純資産の部合計	102,079
資産の部合計	1,781,939	負債及び純資産の部合計	1,781,939

連結損益計算書（平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで）

（単位：百万円）

科 目	金 額
経常収益	74,334
資金運用収益	51,268
貸出金利息	41,047
有価証券利息配当金	7,686
コールローン利息	1,051
預け金利息	9
その他の受入利息	1,474
役務取引等収益	13,226
その他業務収益	4,452
その他経常収益	5,386
経常費用	64,199
資金調達費用	13,004
預金利息	12,035
譲渡性預金利息	4
コールマネー利息	0
社債利息	963
その他の支払利息	0
役務取引等費用	5,518
その他業務費用	57
営業経費	30,760
その他経常費用	14,857
貸倒引当金繰入額	10,883
その他の経常費用	3,974
経常利益	10,134
特別利益	446
償却債権取立益	446
特別損失	9,839
固定資産処分損	42
その他の特別損失	9,796
税金等調整前当期純利益	741
法人税、住民税及び事業税	1,096
法人税等調整額	△700
法人税等合計	396
当期純利益	345

連結財務諸表の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結される子会社及び子法人等 2社
会社名

株式会社T S B キャピタル
T S B 債権管理回収株式会社

- (2) 非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当ありません。

3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

3月末日 2社

4. 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

5. のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれんの償却については、5年間の均等償却を行っており、金額的に重要性がない場合は、発生時の損益としております。

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

1. 会計処理基準に関する事項

- (1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

- (2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法（定額法）により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- (3) 金銭の信託の評価基準及び評価方法

金銭の信託において信託財産を構成している信託財産の評価は、当行が当該信託財産を保有する場合と同じ方法により行っております。

- (4) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

- (5) 減価償却の方法

①有形固定資産

当行の有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8年～50年

その他 2年～20年

連結される子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

②無形固定資産

無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結される子会社で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(6) 他の金融機関より取得した貸出金の会計処理

他の金融機関より取得した貸出金に係る会計処理については、証書貸付及び割引手形等は、取得価額で連結貸借対照表に計上し、取得価額と債権金額の差額である取得差額は、実質的な回収期間にわたり債権金額に比例して償却しております。当座貸越及び手形貸付等は債権金額で計上し、取得差額については負債に計上し、総額で実質的な回収期間にわたり定額償却しております。なお、破綻懸念先債権及び実質破綻・破綻先債権については取得価額で計上し、取得差額の償却を実施していません。

(7) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当てしております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を引当てしております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てしております。

また、破綻懸念先債権及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率等で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引当てしております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

また、当連結会計年度の貸倒引当金繰入額は、償却原価法の適用により每期収益に計上される取得差額に含まれていた信用リスク相当額として、連結損益計算書上、対応する収益勘定と直接相殺して表示しております。

なお、平成18年連結会計年度まで、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額してはりましたが、前連結会計年度より、担保及び保証からの回収が実質的に終了するまで、直接減額を行わない方法に変更しております。平成18年連結会計年度末において直接減額した債権のうち、当連結会計年度末において債権額から直接減額した金額は1,823百万円であります。

連結される子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引当てしております。

(8) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(9) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(10) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末における要支給見込額を計上しております。

(11) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てしております。

(12) 利息返還損失引当金の計上基準

利息返還損失引当金は、連結される子会社が利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請

求に備えるため、過去の返還状況等を勘案し、返還見込額を合理的に見積もり計上しております。

(13) 外貨建資産・負債の換算基準

外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(14) リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(15) 重要なヘッジ会計の方法

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

また、一部の貸出金について、ヘッジ対象となる取引を個別に指定した繰延ヘッジを行っております。

(16) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

（リース取引に関する会計基準）

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号平成19年3月30日）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号同前）が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。

なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。

また、これによる連結財務諸表への影響はありません。

追加情報

（その他有価証券に係る時価の算定方法の一部変更）

従来、「有価証券」に含まれる変動利付国債は市場価格に基づく価額により評価を行っておりましたが、実務対応報告第25号「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」（平成20年10月28日 企業会計基準委員会）の公表を受けて、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、市場価格を時価とみなせない状況にあると考えられるため、当連結会計年度末においては、合理的に算定された価額をもって連結貸借対照表価額としております。この結果、市場価格に基づく価額による評価と比較して、「有価証券」が461百万円増加、「繰延税金資産」が187百万円減少、「その他有価証券評価差額金」が273百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、複数の証券会社から入手した理論価格を比較検討し、理論価格から流動性リスク相当額を減じることにより算定しております。

第三者による理論価格は、国債のフォワードカーブに基づいて算出した将来の各利払いおよび償還時のキャッシュフローの現在価値（コンベクシティ調整後）と変動利付国債に係るゼロフロア・オプション価値の合計値であり、国債の利回りおよび同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

資産担保証券については、従来、ブローカーまたは情報ベンダーから入手する評価額をもって貸借対照表価額としておりましたが、一部の銘柄について、売り手と買い手の希望する価格差が著しく大きく、また実際の売買事例を確認できないため、ブローカーから入手する評価等が時価とみなせない状況であると判断し、経営陣の合理的な見積もりによる合理的に算定された価額をもって時価としております。この結果、ブローカーから入手する価額による評価と比較して、「有価証券」

が1,243百万円増加し、「その他有価証券評価差額金」が132百万円減少するとともに、「その他の特別損失」が1,466百万円減少し、税金等調整前当期純利益が同額増加しております。

対象となる、一部の資産担保証券の合理的に算定された価額は、当行における合理的な見積もりが困難なため、当行から独立した第三者より入手した理論価格を使用し、そのモデル・価格決定変数を当行にて検証した上で時価としております。第三者による理論価格は、ディスカウント・キャッシュフロー法に基づくツリーモデルを利用しており、デフォルト率・回収率・相関係数・割引率等が主な価格決定変数であります。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 貸出金のうち、破綻先債権額は22,964百万円、延滞債権額は38,747百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

2. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は6,689百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,090百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

4. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は70,492百万円であります。

なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

5. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、860百万円であります。

6. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したものととして会計処理した貸出金の元本の当連結会計年度末残高の総額は、51百万円であります。

また、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は、955百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 24,209百万円

担保資産に対応する債務

預金 6,096百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券等49,975百万円を差し入れております。また、その他資産のうち保証金は2,594百万円であります。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、117,120百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が48,678百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結される子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではあ

りません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結される子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 有形固定資産の減価償却累計額 4,783百万円
10. 社債には、劣後特約付社債 12,500百万円が含まれております。
11. 1株当たりの純資産額 145,827円82銭
12. 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、備品、車輛及び事務機器の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

- | | |
|------------------------------|-------|
| (1) 当連結会計年度の末日における取得価額相当額 | 42百万円 |
| (2) 当連結会計年度の末日における減価償却累計額相当額 | 33百万円 |
| (3) 当連結会計年度の末日における未経過リース料相当額 | 8百万円 |

なお、未経過リース料年度末残高相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。

13. 連結自己資本比率（国内基準） 9.02%

（連結損益計算書関係）

1. その他業務収益には、貸出債権売却益 2,256百万円、国債等債券売却益 921百万円及び金融派生商品収益 789百万円を含んでおります。
2. その他経常収益には、還付加算金等 1,862百万円、買取債権回収益 1,813百万円及び金銭の信託運用益 614百万円を含んでおります。
3. その他の経常費用には、貸出金償却 2,717百万円を含んでおります。
4. その他の特別損失には、有価証券評価損 9,793百万円を含んでおります。
5. 1株当たり当期純利益金額 493円60銭

（連結株主資本等変動計算書関係）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	前連結会計 年度末株式数	当連結会計年 度増加株式数	当連結会計年 度減少株式数	当連結会計 年度末株式数	摘 要
発行済株式					
普通株式	—	700	—	700	(注) 1、2、4
（全部取得条 項付株式）	(700)	(—)	(700)	(—)	(注) 1、2、3、 5
合 計	(700)	700	(700)	700	
自己株式					
普通株式	—	—	—	—	(注) 1
（全部取得条 項付株式）	(—)	(700)	(700)	(—)	(注) 1、3、5、 6
合 計	—	(700)	(700)	—	

(注) 1. 平成 20 年 8 月 1 日付定款変更により、従来の普通株式を全部取得条項付株式に変更するとともに（表中の「全部取得条項付株式」、新たな普通株式を設けました（表中の「普通株式」）。

2. 平成 20 年 6 月 26 日付定時株主総会の決議により、平成 20 年 8 月 1 日全部取得条項付株式をすべて取得し、全部取得条項付株式 1 株と引換えに新たな普通株式 0.00005 株（計 35 株）を発行しております。

3. 平成 20 年 7 月 25 日付代表執行役頭取決定により、平成 20 年 8 月 1 日全部取得条項付株式をすべて消却しております。
4. 平成 20 年 7 月 29 日付代表執行役頭取決定により、平成 20 年 9 月 22 日付で新たな普通株式 1 株を 20,000 株にする株式の分割を行っております。
5. 平成 21 年 3 月 31 日付定款変更により、当行は種類株式発行会社ではなくなり、発行可能株式は普通株式のみとなっていることから、全部取得条項付株式についての数字は括弧を付しております。
6. 平成 20 年 6 月 26 日付定時株主総会の決議により、平成 20 年 8 月 1 日全部取得条項付株式をすべて取得しております。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区 分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)				当連結会計年度末残高 (百万円)	摘要
			前連結会計年度末	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末		
当行	ストック・オプションとしての新株予約権					—	(注)	
連結子会社・子法人等 (自己新株予約権)						—		
合 計						—		

(注) 旧商法第 280 条ノ 20 および第 280 条ノ 21 に基づき発行したものであります。

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たりの金額	基準日	効力発生日
平成20年9月19日取締役会	普通株式	5,740百万円	8,200円	—	平成20年9月25日
平成21年1月23日取締役会	普通株式	4,550百万円	6,500円	—	平成21年1月23日

(注) 基準日は設定しておりません。配当の効力発生日時点の株主へ配当を実施しております。

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの
該当ありません

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」並びに「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。

1. その他有価証券で時価のあるもの（平成21年3月31日現在）

	取得原価 (百万円)	連結貸借 対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	23	23	—	—	—
債券	175,485	174,333	△1,151	31	1,182
国債	160,762	160,766	3	8	5
地方債	602	606	4	4	—
社債	14,119	12,961	△1,158	18	1,177
その他	69,687	64,796	△4,890	280	5,171
合計	245,195	239,153	△6,041	312	6,354

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、5,329百万円（うち、株式203百万円、その他5,126百万円）であります。また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、原則として以下のとおりです。

時価が取得原価から50%以上下落している銘柄

時価が30%以上50%未満下落しており、発行会社の信用状態を考慮の上、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められない銘柄

2. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	68,786	921	57

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び連結貸借対照表計上額（平成21年3月31日現在）

	金額（百万円）
その他有価証券	
非上場株式	809
社債（事業債）	83,496
その他の証券	419
買入金銭債権中の信託受益権	11,975

4. その他有価証券のうち満期があるものの償還予定額（平成21年3月31日現在）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券	134,375	84,009	34,555	4,889
国債	100,601	30,585	24,689	4,889
地方債	—	606	—	—
社債	33,773	52,818	9,865	—
その他	9,907	17,683	14,267	3,171
合計	144,282	101,692	48,822	8,060

(重要な後発事象)

1. 社債の発行

当行は平成21年5月28日付代表執行役頭取決定により、平成21年6月5日から平成21年9月30日までを発行時期とする、劣後特約付無担保社債の発行を決定いたしました。その概要は次のとおりであります。

- (1) 発行形式 有価証券届出書を使用した国内公募社債
- (2) 発行総額 100億円以内
- (3) 発行価額 社債額面金額の100% (社債額面金額1億円)
- (4) 発行価格 社債額面金額の100%
- (5) 償還期限 5年超8年以内
- (6) 利率 金利スワップにより換算した金利が、円LIBOR+5.0%以下となる固定金利とする。
- (7) 資金用途 一般運転資金

2. 債権の取立不能または取立遅延のおそれの発生

当行の取引先である KURA SHIPPING LTD. 他2社 (以下、KURA SHIPPING 等) の親会社である EASTWIND MARITIME Inc. が、平成21年6月24日 (現地時間) に、米国連邦破産法第7章の適用申請を行ったことに伴い、KURA SHIPPING 等向けの債権について取立不能又は取立遅延のおそれが生じました。

(1) 当該取引先の概要

① 名称	KURA SHIPPING LTD.	EWB LTD.	YAMASKA LLC.
② 所在地	Trust Company Complex Ajeltake Road Ajeltake Island 96960 Majuro Marshall Island	80 Broad Street Monrovia Liberia	Trust Company Complex Ajeltake Road Ajeltake Island 96960 Majuro Marshall Island
③ 代表者の氏名	John D. Kousi	同左	同左
④ 出資等の額	US\$500	なし	なし
⑤ 事業の内容	EASTWIND MARITIME Inc. の船舶保有子会社	同左	同左

(2) 当該取引先に対する債権の種類及び金額

取引先名	KURA SHIPPING LTD.	EWB LTD.	YAMASKA LLC.
貸出金等	US\$23,149,556 (円換算額 2,226百万円)	US\$26,158,848 (円換算額 2,516百万円)	US\$5,530,994 (円換算額 532百万円)

※換算レート 6月25日現在 96.20円/US\$

なお、EASTWIND MARITIME Inc. は、KURA SHIPPING 等の全てに対する当行の貸出金に対して、債務保証を行っております。

(3) 当該事実が当行の事業に及ぼす影響

上記債権のうち、担保等により保全されていない部分につきましては、翌連結会計年度において必要な貸倒引当金を計上する予定であります。

(ストック・オプション等関係)

ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

1. スtock・オプションの内容

平成17年 スtock・オプション	
付与対象者の区分及び人数(名)	当行の執行役：4、当行の使用人：69、当行子会社の取締役：1
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 7,000株 (注)
付与日	平成17年12月12日
権利確定条件	付与日以降、権利確定日(平成19年6月30日)まで継続して当行または当行子会社もしくは関連会社の役員(監査役を含む。)または使用人の地位にあること。ただし、事前に当行の取締役会が特別にその後の本新株予約権の保有および行使を認めた場合はこの限りではない。
対象勤務期間	自平成17年12月12日 至 平成19年6月30日
権利行使期間	自平成19年7月1日 至 平成22年6月30日 ただし、付与対象者が平成22年6月30日より以前に、当行または当行の子会社もしくは関連会社の役員または使用人のいずれの地位をも喪失した場合(死亡による場合を除く)に、その地位の喪失時に権利行使期間は終了する。

(注) 株式数に換算して記載しております。

2. スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

(1) スtock・オプションの数

	平成17年 ストック・オプション
権利確定前 (株)	
前連結会計年度末	—
付与	—
失効	—
権利確定	—
未確定残	—
権利確定後 (株)	
前連結会計年度末	5,050
権利確定	—
権利行使	—
失効	680
未行使残	4,370

(2) 単価情報

	平成 17 年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	440,843
行使時平均株価 (円)	—
付与日における公正な 評価単価 (円)	—